仕様書

1 件名 加茂小学校仮設配膳室賃貸借

2 設置場所 米子市両三柳4610番地 米子市立加茂小学校敷地内

3 事業内容 加茂小学校敷地内に軽量鉄骨造平屋建て仮設配膳室を1棟設置するもの。

4 賃借期間 平成27年4月1日から同年8月31日まで

なお、平成27年度以降において、本件業務に係る予算が減額、 又は削除があった場合は、当該契約を変更し、又は解除できるも のとする。

※この期間内に建物の正常な機能を保持するため、期間中に保守 点検を実施し、点検、修理及び調整等を行うこと。また、緊急に 保守又は修理を要する場合には、速やかに技術者を派遣し、修理・ 調整等を行い、正常な状態で使用できるようにすること。

※契約期間内においては、対象物件に私権設定をし、担保に供してはならない。

※当該物件は、建築工事を完了し、検査済証の交付を受けた後、 平成27年3月31日までに引渡しを行うものとする。

5 賃借物件 配膳室

軽量鉄骨造平屋建て 延べ床面積:81㎡程度

備品 一式

6 支払条件 前払い 無

月払い 毎月末払い

※平成27年4月から同年8月まで(5ヶ月)

※毎月の支払額は、契約金額を5で除した金額(千円 未満の端数が生じた場合は、最終支払月に加えるもの トナス)トナス

とする。)とする。

7 解体撤去等 仮設配膳室等の解体撤去の際は、事前に発注者と十分調整を行っ た上で行うこと。

- 8 賃借物件仕様書 (1) 賃借物件
- (1) 賃借物件 軽量鉄骨造平屋建て1棟及び付属設備 等一式
 - (2) 工事内容 基礎、建物新築、内外装、電気・機械 設備及び外構等の各工事
 - (3) 申請手続き費用等 建物新築に伴う諸手続及び当該手続に 伴う費用は、全て賃貸者の費用負担とす る-
 - (4) 解体撤去等 賃貸借期間終了後、速やかに撤去を行 うものとする。
 - (5) 事前調査等について 事前調査が必要な場合は、教育総務課 に連絡し、確認をとった上で、入札日前 日までに行うものとする。
 - (6) 下請等 仮設配膳室の設置等にあたって、業務 の一部を第三者に請負わせる場合には、 市内及び県内業者との契約に努めること (優先順位は市内、県内の順位とする。)。 ただし、技術的に施工できる市内業者等 がいない場合又は工程的に間に合わない 等、特段の理由がある場合は、この限り でない。
 - (7) その他
- ・賃貸借物件に係る公租公課は、賃貸 借に含むものとする。
- ・賃貸借物件には、火災保険等の損害 保険を付保すること。
- ・賃借者は、仕様書等に適合しないと 認められた場合には、見直しを命ずる ことができる。

工事関係特記事項

- 1 総則
- (1) 関係法規、条例及び規則等を遵守すること。
- (2) 工事施工に要する電気・水道は原則として工事用仮設を引き込むこと。
- (3) 工事用仮設便所を設けること。
- (4) 工事範囲には関係者以外立ち入り禁止とし、仮囲いを設けること。
- (5) あらかじめ現場責任者を定め、届け出るものとし、工事現場の安全管理を図るとともに、発注者との連絡体制を確保すること。
- 2 公衆災害の防止
- (1) 工事期間中は、公害・災害・危険防止等に最善の対策を行い 施工すること。
- (2) 工事に当たっては、低騒音・低振動型施工機械等を使用すること。
- (3) 工事期間中、交通整理員を常駐させること。
- 3 過積載車両の排除
- (1) 工事現場に出入りする車両に積載違反をさせないこと。
- 4 現場等の美化推進
- (1) 工事現場に出入りする車両は、美化推進に努力し、汚損した場合は、速やかに清掃すること。
- (2) 工事現場内及び進入路等は、定期清掃を行い、第三者に不快 感を与えないように努力すること。
- 5 作業時間の制限
- (1) 日曜、祝日及び夜間の作業は、原則としてしないこと。
- (2) 作業日、作業時間は、学校行事等に支障がないように学校と 調整し決定すること。
- 6 事故及び苦情処理
- 事故及び苦情が発生した場合は、速やかに対応し、処理内容を 教育総務課及び学校に連絡すること。
- 7 第三者の安全確保
- 工事車両の通行管理を徹底し、第三者の安全を確保するととも に、騒音、振動、防塵等において学校及び近隣に配慮した計画と し、特に児童及び職員の安全確保に細心の注意を払うこと。
- 8 設計の注意事項
- (1) 契約後、発注者に確認を受けた上で、速やかに許可申請、計画通知及びその他の手続を行うこと。
- (2) 材料及び寸法等については、設計図仕様書を基本とするが、 組立て建物本体の材料及び寸法等については、各メーカー仕様 によるものとする。
- (3) 工事の施工に当たっては、契約日現在の次に掲げる最新の仕 様書等によること。
 - ·公共建築工事標準仕様書(建築工事編、平成25年度版)

- ・公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編、平成25年度版)
- ·公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編、平成25年度版)
- ・公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編、平成25年度版)
- 9 工事影響の被害

工事施工に起因する構造物被害については、相手方と協議の上、 貸主の責任において原状復旧すること。

- 10 その他
- (1) 同一敷地内で管理教室棟等に係る耐震補強工事を実施するため、耐震補強工事との連絡及び工程の調整を図ること。
- (2) 第三者災害、労働災害のないよう、工事作業中、作業時間外とも十分な計画の基に、安全管理に努めること。
- (3) 解体撤去の際は、事前に学校と十分調整を行った上で行うこと。
- (4) 各使用製品等については、仕様書記載の同等品以上のものとすること。
- (5) 記載していない諸設備等で、各種法令に基づき必要となるものは、全て賃貸借に含むものとする。
- 11 電気設備工事
- (1) 学校環境衛生管理マニュアル (平成 22 年 3 月改訂) に準ずる こと。
- (2) 構内配電線路設備
- (3) 電灯設備
- (4) コンセント設備
- (5) 放送設備(仮設期間中に使用する既存校舎と接続すること。)
- 12 機械設備工事
- (1) 給水設備(既存設備に接続すること。)
- (2) 排水設備 (汚水は浄化槽に接続し、撤去時に復旧すること。)
- (3) 空調設備(国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修 建築設備設計基準を基に設置すること。)
- (4) 換気設備
- 13 その他工事
- (1) 解体撤去後は、グラウンド等を原状復旧すること。
- (2) 仮設配膳室完成後、化学物質の濃度測定(6種)を行うこと。